

多久市告示第 6 2 号

多久市公の施設に係る指定管理者の募集を下記のとおり行うので、多久市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 7 年多久市条例第 1 7 号）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 2 0 日

多久市長 横 尾 俊 彦

1 公の施設の概要

名 称	西溪公園
所在地	多久市多久町 1 9 7 5 番地 1
名 称	多久市西溪公園寒鶯亭
所在地	多久市多久町 1 9 7 5 番地
名 称	中部公園
所在地	多久市多久町 1 9 7 3 番地 2

2 管理の基準及び業務の内容

多久市立都市公園条例（平成 2 5 年多久市条例第 2 3 号）第 3 1 条及び第 3 2 条並びに多久市西溪公園寒鶯亭設置条例（平成 4 年多久市条例第 1 1 号）第 4 条に定めるもののほか、詳細については、「西溪公園、多久市西溪公園寒鶯亭、中部公園指定管理者募集要項」のとおり。

3 指定管理者の指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

4 申請の資格

「西溪公園、多久市西溪公園寒鶯亭、中部公園指定管理者募集要項」のとおり。

5 申請の受付期間

令和 7 年 9 月 1 2 日から令和 7 年 9 月 1 9 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。詳細については、「西溪公園、多久市西溪公園寒鶯亭、中部公園指定管理者募集要項」のとおり。

6 利用料金に関する事項

「西溪公園、多久市西溪公園寒鶯亭、中部公園指定管理者募集要項」のとおり。

7 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

「西溪公園、多久市西溪公園寒鶯亭、中部公園指定管理者募集要項」のとおり。

8 問合せ先

多久市都市建設課都市計画係 担当：梶原、友貞

〒846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍 7 番地 1

T E L 0 9 5 2 - 7 5 - 4 8 2 7 F A X 0 9 5 2 - 7 5 - 6 1 1 2